

平成 23 年(ワ)第 1291 号・平成 24 年(ワ)第 441 号・平成 25 年(ワ)第 516 号伊方  
原発運転差止請求事件

意見陳述書

2014年3月11日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 大崎 義治  
(大洲市)

私は大洲市に住んでいる大崎義治と申します。水郷・大洲市は、緑と水の豊かな自然に恵まれ、中心部を流れる一級河川肱川の運ぶ水や栄養分を利用した米づくりや野菜栽培、柑橘類やナシなどの果物栽培が盛んです。肱川をはさむようにスギやヒノキの純林とクヌギやナラなどの雑木林が混合し、林業も盛んです。雑木林は古くは炭焼きを、今では全国有数のシイタケ栽培と支えています。肱川の河口にある長浜町にはタイ、ハマチ、フグ、ハモなどの新鮮な魚が水揚げされています。また、大洲市は伊予の小京都ともいわれ、歴史と文化の香り豊かな土地でもあります。大洲は加藤家 6 万石の城下町として栄え、幕末には坂本龍馬が土佐・伊予の国境を越えて河辺村に入り、長浜町から船に乗ったとされる“龍馬脱藩ルート”があります。「おはなはん」といえばNHK連続テレビ小説の草分け的存在。今から半世紀前のこのドラマの舞台は大洲市です。撮影が行われた“おはなはん通り”は観光名所になり、お昼を告げる“おはなはん”のメロディーが、今も毎日大洲市全域に流れ、人々の心を和ませてくれます。

私は定年後の第 2 の人生を送る場所としてこの大洲市を選び、4 年前大阪から移住してきました。その時点で伊方原発があることは知っていました。しかし、わが家が伊方原発から 20km の距離にあり、それが私と家族の生活を根本から破壊しうる存在であることを、明確に認識したのは東日本大震災と福島原発事故によってでした。

伊方原発から半径 30km 圏内の緊急時防護措置区域（いわゆる UPZ）内に居住する大洲市民は 4 万 3 千人を超え、実に全人口の 93%になります。福島第一原発事故の発生から丸 3 年が経過しましたが、未だに 15 万人の住民が避難生活を余儀なくされている現状を見ると、伊方原発で同様の事故が発生すれば大洲市民のほとんどが土地、家を捨てていつ帰れるとも知れない避難生活に追いやられることは明らかです。

私は自宅周辺の放射線量を計測していますが、昨年 1 年間の平均は一時間当たり 0.03 $\mu$ SV でした。

これは年間線量で約 0.26mSV に相当します。政府は 20mSV 以下を居住可能区域と設定し、福島 of 避難住民に帰還を促していますが、これは私の自宅周辺の 100 倍近い放射線量です。

私なら絶対に帰りませんし、福島の多くの避難住民とりわけ小さなお子さんを持つ若いお父さんやお母さんが不安を持つのは当然だと思います。チェルノブイリでは 5mSV 超が強制避難の基準とされているのに比べても 4 倍もゆるい基準となっており、放射能被害を過少評価し、住民の健康を危険にさらすものであり、許されません。つまり、伊方原発の事故によって、多くの大洲市民が憲法 22 条（居住の自由）、25 条（生存権）、29 条（財産権）などを著しく侵害されることは明らかです。

福島原発事故の終息の目途も立たず、原因の究明も進まない段階で、原子力規制庁は「規制基準」を示し、電力会社は安全基準を満たしたとして再稼働を申請しています。しかし「規制基準」は神が保証してくれたものではなく人が作った基準です。東日本大震災は、起こるまで日本の地震研究の世界では予測することができませんでした。自然は人が作った「規制基準」の範囲では行動してくれないのです。東日本大震災と過去の大地震や大津波の教訓は何でしょうか。それは、自然の行動の規模や威力は、人の意識できるレベルをはるかに超えることがあるということです。問題の核心は、「規制基準」が妥当か否かではなく、人の作った安全基準を超える事態は必ず起こり、その時に原発が何をもたらすか、なのです。原発事故と放射能被害は、その回復に人の生活とは次元の異なる時間を必要とするか、回復不可能です。必要とするコストも莫大なものになります。水力発電や風力発電など他の発電施設も自然災害など想定を超

えた原因によって事故を引き起こし、さまざまな被害を発生させる危険性がありますが、そのダメージは人の生活する時間のレベルで回復可能です。人類は、スリーマイル島、チェルノブイリ、福島と三度大きな原発事故を経験していますが、まだ収束させ、回復することができていません。

このような、一度事故を起こすとほとんど回復不能な被害を人の生活にもたらすような施設を国が設置許可することも、また企業が運転することも憲法に違反すると考えます。福島原発事故で、そのことが事実として厳然と示されているにもかかわらず、停止中の原子力発電所の再稼働を許可することは、憲法 99 条の「公務員の憲法尊重・擁護義務」に反するものと考えます。憲法は、「電気料金を安くする」とか「企業の競争力維持」のためなら個人のさまざまな権利がないがしろにされることも止むを得ないといっているのでしょうか？

原子力発電のもう一つの問題点は核廃棄物の存在です。その最終処分方法はまだ決まっていないと言われますが、そうでしょうか？決まっていないのではなく、どうしたらいいか分からないのです。分からないから地下に埋めてしまえと言っているに過ぎません。「政治の責任で決める」というのは最大の無責任です。良くないことは直ぐに止める、というのが理性ある人のまともな判断ではないでしょうか。すでに膨大な核廃棄物が蓄積されていますが、過去の過ちの責任は、誰にも押し付けず私たち自身が引き受けなければなりません。この負債は 10 万年後まで子孫、人類を含むすべての生物種にのしかかります。そのことを心から詫びつつ、これ以上増やさないということを断固として決断する必要があります。

伊方原発の直近を中央構造線という最大級の活断層が走っており、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が今後 30 年間で 70%以上とされるなど、大きな地震災害の発生は「想定範囲」になっています。南海トラフ大地震で、大洲市は市の中心部が震度 7、その他の地域も震度 6 強という強烈な揺れに見舞われると予想されています。昨年 12 月に愛媛県が公表した大洲市の被害想定をみると、最大 1 万 6 千棟の建物（全建物の 36%）が全半壊するとされています。市民団体が昨年 10 月実施したアンケート調査によると、「南海トラフ大地震によって自宅が倒壊する危険がある」と答えた大洲市民は全体の 7 割に達しています。

しかし、「南海トラフ大地震の発生で一番心配なこと」という質問に対して「地

震災害」と答えた市民は 33%に過ぎないのに対して、「原発事故」は 59%に達し、市民の最大の関心事であることが明らかになりました。

つまり、建物は耐震補強をすれば倒壊を免れるかもしれないし、よしんば倒壊したとしても建て直すことができる。しかし原発事故と放射能災害は取り返しがつかないこと、一市民のどのような防災・減災の努力をも超えて全てを無に帰してしまうこと、そのことを市民は福島原発事故から学んでいるのです。

また、今年 1 月に別の市民団体が大洲市内で実施したアンケートでは、70%の市民が伊方原発の再稼働に反対を表明しています。各種の世論調査でも原発再稼働に反対する国民が多数を占めていることが示されており、国民が何を望んでいるかは明らかです。

これまでも、全国各地で原子力発電所の危険性を主張して闘い続けた人々があり、原子力発電所の運転差し止めを求める裁判が提起されてきました。しかし、立法府も行政府も司法も福島原発事故を防ぐことができませんでした。私自身もどちらかといえば傍観者の立場だったことを認めざるをえません。

福島の事故で事態は一変し、政治の世界では、過去の原子力行政への反省や悔悟が語られ、国民も「安全神話」の虜になっていたことを知りました。にもかかわらず、事故から三年が経過しないうちから、まだ事故の終息の目途も原因究明もままならないというのに、再稼働が語られ、何もなかったかのように元の原子力推進への回帰が始まっています。

これだけ明確な国民の意思を無視して、伊方原発の再稼働を認めることは、主権在民の原則に反します。国民は国会議員を選挙しますが、白紙委任状を与えた訳ではありません。

裁判所は、憲法に反する立法府、行政府の暴走に歯止めをかけ、憲法と国民の権利の番人としての役割を今こそ発揮していただきたいと思います。

以上、私の意見陳述を終わります。